

滋賀県病院内保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病院に従事する看護職員をはじめとした医療従事者の離職防止ならびに再就業を促進するために、次に掲げる者が設置する保育施設(当該年度新設のものを除く。以下同じ。)において設置する保育施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1)市町(一部事務組合、地方独立行政法人および指定管理を含む。)

(2)日本赤十字社

(3)社会福祉法人

(4)医療法人

(5)社会医療法人

(6)一般社団法人

(7)一般財団法人

(8)公益財団法人

(9)国立大学法人

(10)独立行政法人

(11)その他知事が認める者

(定義)

第2条 この要綱において、病院とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、第1条に掲げる者が、職員等の委託を受けて児童に対し必要な保育を行う事業(以下「病院内保育所運営事業」という。)とする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象となる施設は、病院内保育施設において、保育に従事する者のうち保育士の資格を有する者の数が3分の1以上であり、1日あたり8時間以上の保育を行っているものとする。

(補助対象者の義務)

第5条 補助対象者は、設備および運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)前号の規定により選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に対して、別表2の設置主体に応じた補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に

含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業を中止し、または廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3)事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4)補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかねばならない。
- (5)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額税額が0円の場合を含む)は、別紙様式3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月 30 日までに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、補助金変更交付申請書(別紙様式4号)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または翌年度の4月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書(別紙様式2号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準処理期間)

第 11 条 この補助金に係る標準的な事務処理期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定
規則第3条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内
- (2) 第8条第1号または第2号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認
変更または中止もしくは廃止の承認の申請があった日から起算して 14 日以内
- (3) 第9条の規定による変更交付申請に対する交付決定
第9条の規定による変更交付申請があった日から起算して 14 日以内
- (4) 規則第 13 条の規定による額の確定
第 10 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第 12 条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第9条の規定に基づく変更交付申請または第 10 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第3条第1項に規定する電子情報処理組

織を使用して行うことができる。

付則 この要綱は、平成 14 年 11 月 29 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 16 年 1 月 16 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 17 年 2 月 9 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 18 年 1 月 26 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 19 年 1 月 29 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 20 年 2 月 8 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 21 年 2 月 5 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 24 年 9 月 20 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

付則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表1

1. 基 準 額		2. 対 象 経 費
基準額は以下の表のとおりとする。		病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士資格を持つ職員の人件費（給料、諸手当等）および委託料（内訳は人件費とする。）
保育士資格を持つ職員数	基準額	
1 人	1,500,000 円	
2 人	3,000,000 円	
3 人	4,500,000 円	
4 人	6,000,000 円	
5 人	7,500,000 円	
6 人以上	9,000,000 円	
保育士資格を持つ職員の勤務形態は、常勤、非常勤など問わない。 常勤職員とは、病院内保育施設等が定める所定労働時間のすべてを勤務している者とし、その他の者を非常勤職員とする。 したがって、非常勤職員については、次の方法により常勤換算を行い、常勤職員数に加えたものを保育士資格を持つ職員数とする。 なお、1月の勤務時間が所定労働時間に満たない場合は、その月に関しては、非常勤職員とする。 〈常勤換算の算式〉 非常勤職員の1か月の勤務期間の合計 ÷ 病院内保育施設等が定める1か月の勤務時間(所定労働時間)＝常勤換算値(小数点第二位を四捨五入) ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には各基準額ごとに算定された金額に「事業月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。		

別表2

保育施設設置主体	補 助 率
・市町(一部事務組合、地方独立行政法人および指定管理を含む。) ・国立大学法人 ・独立行政法人	3分の1以内
・日本赤十字社 ・社会福祉法人 ・医療法人 ・社会医療法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益財団法人 ・その他知事が認める者	2分の1以内

別紙様式1号

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地
補助事業者名
代表者名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県病院内保育所運営費補助金交付申請書

年度滋賀県病院内保育所運営費補助金について、金 円を交付されるよう、
滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2号各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義申立てを行いません。

(関係書類)

1. 所要額調書 (様式1)
2. 事業計画書 (様式2および様式2(算出用))
3. 保育士職員給与費明細書(様式3)
4. 歳入歳出予算書(または見込書)抄本
5. 委託契約書(写)(病院内保育所運営事業を委託する場合に限る。)
6. 病院内保育施設の保育時間および保育料金が規定された規則等の書類
7. その他参考となる書類

別紙様式2号

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地
補助事業者名
代表者名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県病院内保育所運営費補助金の事業実績報告について

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知のあった滋賀県病院内保育所運営費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績の関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 所要額精算書 (様式4)
2. 事業実績報告書 (様式5および様式5(算出用))
3. 保育士職員給与費明細書(様式6)
4. 歳入歳出決算書(または見込書)抄本
5. その他参考となる資料

別紙様式3号

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地
補助事業者名
代表者名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
連絡先電話番号

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号により交付決定があった滋賀県病院内保育所運営費補助金について、下記のとおり報告します。

1 滋賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額または事業実績報告額
金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

※別添参考となる書類

・2の金額の積算の内訳等

・課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書の写し

別紙様式4号

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地
補助事業者名
代表者名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県病院内保育所運営費補助金変更交付申請書

滋賀県病院内保育所運営費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、変更交付申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2号各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義申立てを行いません。

記

1 交付決定通知書の日付および番号

年 月 日付滋 第 号

2 変更の理由

【具体的に理由を記載すること】

(関係書類)

1. 所要額調書(変更)(様式7)
2. 事業変更計画書(様式8および様式8(算出用))
3. 保育士職員給与費明細書(変更)(様式9)
4. 歳入歳出予算書(または見込書)抄本(変更)
5. 委託契約書(写)(病院内保育所運営事業を委託する場合に限る。)
6. 病院内保育施設の保育時間および保育料金が規定された規則等の書類
7. その他参考となる書類